

障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障がい者の地域生活の一つの手段であるグループホームの体験利用を促進するため、指定共同生活援助事業者が提供するグループホーム体験利用の支援に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) グループホーム 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第17項に規定する共同生活援助を行うこととして、同法第29条第1項に基づき都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が指定した者（指定共同生活援助事業者）の運営する事業所をいう。
- (2) 体験利用 グループホームの一時的な利用であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）別表第15の1の2（共同生活援助サービス費（Ⅳ））及び施行日以降に適用される報酬告示の改正により同様に体験利用を行う区分が追加された場合の当該追加区分の算定対象である利用をいう。
- (3) 障害支援区分 法第4条第4項に規定する区分であって、法第21条第1項の規定に基づき市町村が認定したものをいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、神奈川県内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）から法第19条第1項の規定に基づく支給決定を受けた障害支援区分が5以上の者（法の規定により障害者とみなされた障害児を含む。）であって、現に施設等（障害児入所施設、障害者支援施設、病院その他これに準ずる施設）に入所又は入院する者に対して、グループホームにおいて体験利用に係る支援を行う事業（以下「補助事業」という。）とし、補助対象経費は次の各号のとおりとする。

- (1) 補助事業の遂行のため、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）及び報酬告示に定める職員の配置で行われる通常業務に加えて必要となる人件費相当額であって、他の補助金等を受けていないもの
- (2) 補助事業の遂行のため、体験利用する障害者（以下「体験利用者」という。）を受け入れるにあたって要する家賃であって、体験利用者に請求されるべき額

(補助額の算出方法等)

第4条 補助額は、前条に規定する補助対象経費であって、その各号について次により算出する。

- (1) 前条第1号の件費相当額にあつては、補助対象経費として実際に要した額と次項の補助基準額を比較し、いずれか低い額とする。
- (2) 前条第2号の家賃にあつては、補助対象経費(補助対象経費を同じくする他の補助金その他の収入等がある場合にあつては、補助対象経費から当該その他の収入等の額を減じた額)に2分の1を乗じて得た額と次項の補助基準額を比較し、いずれか低い額とする。

2 前項各号に係る補助基準額は、次による。

- (1) 前項第1号 5,000円/日額・利用者一人あたり
- (2) 前項第2号 30,000円/月額・利用者一人あたり

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、当該申請年度に係るグループホームの体験利用を開始する日の14日前までとする。

2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。ただし、同一年度内における2回目以降の申請にあつては、第3号の書類を省略することができる。

- (1) 体験利用者に係る法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証の写し
- (2) 指定共同生活援助事業者と体験利用者が締結したサービス利用契約書の写し
(体験利用を受け入れる期間、居室及び家賃に係る取り決めがあること。重要事項説明書等においてなされている場合には、当該重要事項説明書等を併せて添付すること。)
- (3) 役員等氏名一覧表(第2号様式)
- (4) その他、必要と認められる書類

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 代表者又は役員のうち暴対法第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者

(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金に係る経費の配分の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更であつて、補助額の追加交付を求めないものについては、この限りでない。

ア グループホームの体験利用予定日数の10日以内の増減

イ グループホームの体験利用予定期間の1月以内の増減

ウ 障害福祉サービス受給者証の記載事項の変更等であつて、補助金の算定に関わらないもの

- (2) 補助事業を中止(申請した体験利用者に係る受入を2月以上停止するものであつて、年度内に再開の見込みがあるものをいう。)し、又は廃止(申請した体験利用者に係る受入を年度内に以後行わないものをいう。)しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止・廃止)申請書(第3号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日までとする。

(調査及び実施状況報告)

第10条 知事は、補助事業の適切な遂行又は検査のために必要があると認めるときは、補助事業者及び体験利用者、その他関係者に報告を求め、若しくは職員により実地において検査させることができる。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、障がい者グループホーム体験利用促進事業実績報告書(第4号様式)に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日まで

に行わなければならない。

- (1) 事業実施結果報告書
 - (2) 体験利用者に係る実績記録票の写し
 - (3) 体験利用のため特に要した業務時間に係る報告書
 - (4) その他、必要と認められる書類
- (書類の整備等)

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に、補助事業者たる団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第13条 補助事業者は、法人所在地、法人名又は代表者氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

第1号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金交付申請書

平成 年度障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金の交付を受けたいので、
関係書類を添えて申請します。

1 目的及び内容

2 体験利用者の氏名及び障害支援区分

3 体験利用前の生活・居住の場

4 事業実施期間

事業着手予定日(体験初日) 事業完了予定日(体験終了日又は年度末日)

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

5 体験利用の見込日数

6 体験利用先となる共同生活住居及び居室

7 交付申請額

円

8 交付申請額の算出方法

9 経費の配分及び経費の使用方法

第2号様式（第5条関係）（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

役員等氏名一覧表

平成 年 月 日現在の役員

役職名	氏名 (漢字)	氏名のカナ (半角カナ)	生年月日 (大正T, 昭和S, 平成H)	性別 M(男)・ F(女)	住所
代表者			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		
			T S H . .		

※ カは半角で、元号はアルファベットで、年月日はそれぞれ二桁で記入すること。

※ 性別はM・Fのいずれかで記入すること。

記載された全ての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

法人名
所在地
代表者氏名

印

第3号様式（第8条関係）（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

障がい者グループホーム体験利用促進事業変更（中止・廃止）申請書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金に係る障がい者グループホーム体験利用促進事業を次のとおり変更（中止・廃止）したいので承認を受けたく、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止・廃止）の内容

事業内容	変更（中止・廃止）前	変更（中止・廃止）後

2 変更（中止・廃止）の理由

第4号様式（第11条関係）（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

平成 年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者名

印

障がい者グループホーム体験利用促進事業実績報告書

平成 年 月 日付けで交付決定を受けた障がい者グループホーム体験利用促進事業費補助金に係る補助事業の実績を、次のとおり報告します。

1 事業実績

2 補助見込額

区分	交付決定額 A	実績額 B	補助見込額 C=min(A, B)	精算額 D=C-A
人件費	円	円	円	円
家賃	円	円	円	円
合計	円	円	円	円

3 収支決算(見込)

収入		支出	
補助金収入	円	事業費（人件費）	円
利用者自己負担金	円	事業費（家賃相当）	円
その他収入	円		
法人自主財源	円		
合計	円	合計	円

第4号様式 別紙（用紙 日本工業規格 A4縦長型）

障がい者グループホーム体験利用促進事業実施結果報告書

1 体験利用者氏名

2 体験利用者の氏名及び障害支援区分

3 事業実施期間等

事業着手日（体験利用初日） 平成 年 月 日

事業完了日（体験最終日又は年度末日） 平成 年 月 日

体験利用の総日数 日間

4 体験利用の支援を行った共同生活住居及び居室

5 体験利用中の様子

6 事業費

体験利用中に特に必要となる業務に要した額（1日平均） 円

体験利用中の利用者家賃相当額（1/2前の額） 円

7 体験利用後の生活の方針

当該グループホームで生活する ()

他のグループホームで生活する ()

在宅で生活する ()

障害者支援施設で生活する ()

その他 ()

未定 ()

